第九条中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に改める。

第十条中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「一千万円」を「千万円」に改める。

第十一条第一項中「第十五条第二号」を「第十六条第二号」に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の教科用図書検定規則第四条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に同項に規定する教育課程の基準等の変更があった場合について適用する。

○厚生労働省令第百五十一号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十一第一項中「第六条の十」を「第六条の十二」に改める。

第一条の十二中「第六条の十一第三項」を「第六条の十三第三項」に、「第六条の十一第一項」を「第六条の十三第一項」に改める。

第一条の十三中「第六条の十一第一項」を「第六条の十三第一項」に改める。

第三十条の三十三第二項中「当該許可の申請があつた日前」の下に「又は当該命令等をしようとする日前」を加える。

別表第六備考中「定める数の合計数」を「定める数」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十二号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第二項の規定に基づき、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「三十歳以上の者であって、」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○農林水産省環境省経済産業省令第二号

農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百十九号）の施行に伴い、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成十三年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

別記様式（備考）2中「若しくは地方農政局長」を「、地方農政局長若しくは北海道農政事務所長」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十九号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成十三年政令第三百九十六号）第一条第一号の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十二号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出し及び同条第一項中「調整室及び」を削り、同条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とし、第五項から第九項までを二項ずつ繰り上げる。

第六十七条の見出し中「並びに道路管理企画官」を削り、同条第一項中「並びに道路管理企画官一人」を削り、同条第六項を削る。

第九十条の見出し中「自動車登録管理室」の下に「並びに自動車情報活用推進官」を加え、同条第一項中「自動車登録管理室」の下に「並びに自動車情報活用推進官」を加え「一人」を「それぞれ一人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　自動車情報活用推進官は、命を受けて、自動車情報課の所掌事務のうち自動車情報の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百四十条第一項中「百六十三人」を「百六十五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

○環境省令第三十四号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

環境大臣　望月　義夫

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、九五三人」を「一、九五二人」に改め、同表合計の項中「二、九二一人」を「二、九二〇人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第２号

地方入国管理局長
地方入国管理局支局長
地方入国管理局出張所長
地方入国管理局支局出張所長

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条第11号から第12号の２まで、第22条の４第２項、第61条の２の８第２項及び第69条の２の規定並びに出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第25条の２、第57条の２、第61条の２第８号及び同条第15号の規定に基づき、主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年9月30日　法務大臣　上川　陽子

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令

主任審査官、特別審理官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令（平成13年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

本則中「法務省令第54号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。